

・・・ 消防署から大切なお知らせ

大切な林野と生活を守るため、

令和8年1月1日から**新たな注意報**が始まります。

発令中は、

屋外での火の取扱い **禁止**

新設

林野火災注意報

発令中

*火災予防にご協力をお願いします。

【お問い合わせ】 梓川消防署安曇出張所 TEL：0263-94-2662



林野火災注意報

大切な林野と生活を守るために、

令和8年1月1日から新たな注意報が始まります。

「林野火災注意報」や「火災警報」が発令されたら屋外での火の取扱いは禁止です。

	新設 林野火災注意報 (条例第29条の8)	火災警報 (消防法第22条)
気象 状況	林野火災の予防上注意を要する気象状況	林野火災の予防上危険な気象状況
発令 指標	①前3日間の合計降水量1mm以下 ＋前30日の合計降水量が30mm以下 ②前3日間の合計降水量1mm以下 ＋「乾燥注意報」が発表 ※当日に降水が見込まれる場合や、 積雪がある場合は、この限りではない。 【Point】 ▶数日間、雨が降らず乾燥しているとき	①実効湿度60%以下で 最小湿度40%以下で 最大風速7mを超える（見込み） ②平均風速10m以上が 1時間以上連続（見込み） 【Point】 ▶乾燥していて強風が吹くとき
内容	【火の使用制限】 （松本広域連合火災予防条例第29条） ① 山林、原野等において火入れをしないこと ② 煙火を消費しないこと ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと ④ 屋外においては引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で 喫煙をしないこと ⑤ 山林において喫煙をしないこと ⑥ 残火（たばこの吸い殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること。 	
罰則	罰則なし ＊努力義務	罰則あり 罰金30万円以下または拘留

たき火・枯草焼き・畔焼きなどは、事前に消防署への届出が必要です。



所定の様式に記入して安曇出張所に提出してください。
QRコードからダウンロード可能です



【届出先】

〒390-1504 松本市安曇2819番地1 梓川消防署安曇出張所 TEL94-2662